

1 計画の目的

本市における空き家の現状を把握し、空き家等対策の各施策を総合的に推進することにより、安全・安心な生活環境の保全、住み続けたいと思うまちづくりに寄与する。

2 計画の概要

- 計画の位置づけ ・空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という）第7条に規定 ・市の上位計画との連携・整合
- 計画の期間 令和8年度から令和12年度までの5年間
- 対象の空き家 太田市全域の空家法第2条で規定されている「空家等」及び「特定空家等」 ・概ね1年以上管理されていない空き家 ・集合住宅等で全ての住戸等が使用されていない空き家
- 対象の区域 市内全域

3 空家等の現状

- 市内における統計上(総務省 令和5年住宅・土地統計調査)の総住宅数は108,290戸(H30 101,170戸)であり、前回調査に比べ7,120戸増加。うち空き家については、15,070戸(H30 14,010戸)空き家率13.9%(H30 13.8%)と空き家戸数及び空き家率ともに増加
- ・空き家に関する通報・相談の件数 665件(令和2年度から令和6年度の5年間)
- ・空き家台帳の登録数 582戸(令和6年度末現在)
- ・実態調査による空き家数 3,835戸

4 基本方針

- ①空き家の適正管理による安全・安心な生活環境の保全
- ②空き家にしない施策の推進
- ③空き家の利活用の促進

5 目標値

管理不全な空き家の改善実施率 72%(R12)

6 空家等対策上の課題

- ①所有者としての当事者意識の希薄化
- ②問題解決のための支援や適切な相談先の情報提供の不足
- ③人口減少や高齢化等により適切に管理されていない空き家等の増加

7 空き家の分類と基本方針

空家等対策	居住中の住宅	空き家		
		適正管理の空き家	適正管理が行われていない空き家	著しく管理不全な空き家
		問題はあるが軽微活用可能な空き家	樹木の繁茂・家屋の劣化	倒壊の危険性がある
1 空き家の発生抑制		<ul style="list-style-type: none"> ● 当事者意識の醸成・啓発 ● 住宅ストックの良質化 		
2 利活用の促進		<ul style="list-style-type: none"> 流通促進 ● 相談しやすい体制の構築・周知 ● 空き家バンク制度の活用 ● 需要と供給のマッチング 利活用の促進 ● 利活用に係る整備費用の補助 ● 空家除却補助事業 		
3 管理不全な空家等の解消		<ul style="list-style-type: none"> 管理不全空家等の解消（特定空家等の対応） <ul style="list-style-type: none"> ● 特定空家等の対応に係る実施体制の整備 ● 特定空家等の指定及び措置 ● 空家除却補助事業の適用 		

8 空家等対策の3つの施策

- 1 空き家の発生抑制 空家等の発生を抑制するため、建物の使用時から施策の推進
 - ・問題意識の啓発・住宅リフォーム支援事業や木造住宅耐震改修補助事業の活用
- 2 利活用の促進 空き家の利活用を所有者や希望者に周知し定住促進や地域活性化を図る
 - ・空き家バンク制度の活用 ・関係団体等と連携した利活用の促進
 - ・利活用希望者に整備費用を補助 ・空家除却補助事業
- 3 管理不全空家等の解消 ・判定基準に基づく特定空家等の指定・空家除却補助事業の活用
 - ・特定空家等の対応に係る実施体制の整備（市等関係部局の連携と相談体制の強化）

9 太田市の空家等対策に関する実施体制

太田市空家等対策協議会の設置
 太田市特定空家等判定委員会の設置 主管課 都市政策部 まちづくり推進課